市の機関

札幌市障がい者更生相談所

住所

〒063-0802
西区二十四軒２条６丁目　札幌市身体障害者福祉センター内３階

TEL

身体障がい相談係（旧身体障害者更生相談所）
011-641-8852

知的障がい相談係（旧知的障害者更生相談所〈まあち〉）
011-688-7300

FAX

011-641-8686

E-MAIL

syoukousou@city.sapporo.jp

相談受付時間

月～金 08:45～17:15
土・日・祝日、年末年始を除く

アクセス

地下鉄：東西線二十四軒駅１番出口から約240メートル
（４番出口にエレベーターあり）
JRバス：「二十四軒駅前」より約320メートル

設備

駐車場あり　エレベーターあり　バリアフリー対応　身障トイレあり　盲導犬同伴可

スタッフ

所長	1名	係長	3名
理学療法士	3名	保健師	1名
言語聴覚士	1名	作業療法士	1名
心理判定員	2名	嘱託医	18名
身体障害者福祉司	10名	知的障害者福祉司	4名
事務職員	2名	※一部兼務あり	

主にこんな仕事をしています　業務内容

◎補装具費支給判定

身体に合った車椅子や義足、補聴器など補装具の必要性を判断したり、身体に合っているかのチェック（適合判定）を行っています。

◎自立支援医療（更生医療）給付判定

更生医療とは、一般の医療が終わった後に、残った身体障がいを軽減・改善することを目的とした医療です。この医療が適当かどうかの判定を行っています。

◎療育手帳の新規判定、再判定

知能検査、社会生活能力の確認、医学診断を行い判定します。新規判定の場合は原則として２回以上の来所が必要です。判定の際には、ご本人の普段の様子が分かる方の同行をお願いしています。

＜療育手帳とは…？＞　知的障がいを公に認定する書類です。手帳があると、福祉サービスや福祉制度を利用しやすくなります。18歳以上の方は障がい者更生相談所、18歳未満の方は児童相談所で判定を行います。

＜知的障がいとは…？＞　原則として、①発達期（概ね18歳まで）に生じた障がいで、②知的機能の障がいがあり、③社会生活や家庭生活に支障が生じていること、以上３点の条件を満たすものを言います。
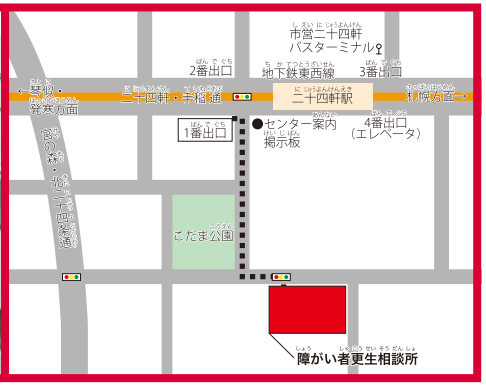
各種相談・申請の窓口は、お住まいの区役所保健福祉課となります。
なお、来所されるときは、あらかじめお電話で予約をお願いしています。